

指定認知症対応型共同生活介護事業所

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

ミストラルとよさと 運営規程

(目的)

第1条 この運営規程は、株式会社ミストラルサービスが開設するミストラルとよさと(以下、「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護(以下、「指定認知症対応型共同生活介護」という)の運営および利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、要介護状態であつて認知症のある利用者に対して、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の援助を提供し、利用者の社会的孤立の解消および心身機能の維持向上に努め、社会参加促進並びに、家族の身体的および精神的負担の軽減を図り、認知症高齢者福祉と地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 前条の目的達成のため事業所は、原則として認知症と加齢に伴う機能障害等を持ちながらも自己実現を計ろうとする利用者に対し、個別の認知症対応型共同生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供するものとする。

2 事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

3 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、共同生活住居において、利用者がそれぞれに役割を持ちながら、家庭的な安心できる環境で日常生活が送れるよう、適切なサービスを提供するものとする。

4 事業所は、常に利用者の人格を尊び、利用者のニーズに基づいたサービスの創出と提供に努め、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

5 事業所は、家族・地域・行政機関・保健医療・福祉サービス機関及び関係団体と綿密な連携を図り、総合的な援助に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 本事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ミストラルとよさと
- (2) 所在地 京都府綾部市栗町土居ノ内31番地

(職員の配置および職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護職員、計画作成担当者と兼務）
管理者は、事業所の職員等の管理および業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 2名（介護職員と兼務）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう、認知症対応型共同生活介護計画を作成し、1名は介護支援専門員をもって充てる。
- (3) 介護職員 16名（1名は管理者、計画作成担当者、1名は計画作担当者と兼務）
介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し適切な介護を行う。

2 事業所は、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(利用定員)

第6条 利用定員は1ユニットあたり9名とし、2ユニットを運営する場合は定員18名とする。

(事業の実施地域)

第7条 事業の実施地域は綾部市とする。

(サービスの内容)

第8条 事業所は、利用者の個別事情を考慮の上、その特性に応じ次の各号の内容のサービスを提供する。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の支援
- (2) 日常生活上の支援
- (3) 日常生活上の機能訓練
- (4) 利用者及び家族に対する生活介護などの相談・助言
- (5) 教養娯楽、レクレーション行事の提供並びに社会参加活動の支援
- (6) 日常生活機能の維持向上に必要な情報提供や学習およびリハビリテーション
- (7) 要介護認定の更新に必要な援助及び利用者・家族等の依頼を受けた場合の行政機関に対する当該手続きの代行
- (8) 健康管理と健康保持に必要な援助
- (9) 人として尊厳ある生活と人生を送るために必要な援助

(介護計画の作成)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議のうえ、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成・変更の際には、利用者及び家族に対し計画内容の説明を行い、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第 10 条 本事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは利用者の負担は、負担割合証に準ずる。

- 2 前項の利用料とは別に、次の項目については、別表 1-2 に掲げる利用料金の支払いを受ける。
 - (1) 室料
 - (2) 食材料費
 - (3) 光熱水費
 - (4) 共通経費
 - (5) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適切と認められる費用
- 3 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。
- 4 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または口座振込によって指定期日までに受けるものとする。
- 5 光熱水費は必要に応じ見直しを行い、利用者及びその家族に対して事前に説明を行ったうえで適切な金額に変更する。

(入退居にあたっての留意事項)

第 11 条 利用者は要支援 2 及び要介護の認定を受けており、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
 - (2) 常時、医療機関において治療をする必要がないこと
- 2 退去に際しては、利用者および家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第 12 条 本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であったものが業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(緊急時における対応)

第 13 条 事業所は、利用者の心身の状況に異変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

(苦情対応)

第 14 条 利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 15 条 利用者に対するサービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(非常災害対策)

第 16 条 事業所は、サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等適切な措置を講ずる。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には非難などの指揮をとる。

2 非常時その他緊急事態に備え、あらかじめ非常災害に関する具体的な計画を策定し、利用者及び職員は消防署等の指導を仰ぎ、定期的な訓練を行う。

(衛生管理)

第 17 条 事業所はサービス提供に使用する備品などを清潔に保持し、定期的な消毒施すなど、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 職員等は、感染症などに関する知識の習得に努める。

(身体拘束の禁止)

第 18 条 利用者に対し、身体拘束、その他行動を制限する行為は行わない。ただし、家族からの要望があり、なおかつ利用者又はその他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ず拘束を行なう場合は、その限りではない。

2 前項に従って拘束を行なう場合は、利用者及びその家族等に文書で確認を行う。また、拘束中の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、家族等を含む関係者とサービス従事者による対応方法への評価と協議を行い、可能な限り速やかに改善にむけた支援に努める。

(利用者の注意義務等)

第 19 条 利用者は居室及び共有施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとす

る。

- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとする。
- 3 利用者は、事業者の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損、もしくは変更した場合には自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共有施設、設備等の利用方法等を決定する。

(利用者及び家族等の権利)

第 20 条 利用者及び家族は以下の権利を有し、これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはないものとする。

- (1) 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること。
- (2) 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み及び、主体的な決定が尊重されること。
- (3) 安心感と自信が持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること。
- (4) 自らの能力を最大限発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護が継続的に受けられること。
- (5) 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること。
- (6) 家族等との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること。
- (7) 地域社会の一員として生活し、選挙その他市民としての行為が行えること。
- (8) 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと。
- (9) 生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと。
- (10) 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること。

(夜間のケア)

第 21 条 サービスの提供にあたり、利用者が安心して日常生活を送れるよう、夜間及び深夜の時間帯を通じて介護職員を配置し、利用者の心身の状況やそのおかれている環境を的確に把握し、24 時間を通して適切な介護及び支援を行うものとする。

(感染症の発生及びまん延の防止のための措置)

第 22 条 事業所は、感染症の発生及びまん延の防止等に関する指針を整備し、事業所内における感染症又は食中毒等の発生及びまん延防止に努めるものとする。

(業務継続に関する取組)

第 23 条 事業所は、災害及び感染症等の発生時に利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために必要な措置を講じるとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）の策定に努めるものとする。

2 事業所は、業務継続計画に基づき、業務継続に必要な研修及び訓練等の定期的な実施に努めるものとする。

3 前項の規定による研修及び県連等を実施して場合は、その内容の記録を整備し、5 年間保存するものとする。

(ハラスメントに関する対策)

第 24 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保するため、職場におけるハラスメント等により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にし、ハラスメント防止に必要な対策を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 25 条 職場の資質向上を図るために研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 随時

2 事業所は、この事業を行うためサービス提供内容、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。又、利用者に対する介護の提供に関する諸記録を整備し、完結の日から 5 ヶ年保存するものとする。

3 運営規定の概要、従業者の勤務体制、市町村に対する情報公開項目、その他のサービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。

4 この運営規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社ミストラルサービスの管理運営規則を適用する。

付則

この運営規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する

(経過措置)

* 第 22 条に規定する 感染症の発生及びまん延の防止のための措置
(努力義務とする経過措置期間 令和 6 年 3 月 31 日まで)

* 第 23 条に規定する 業務継続に関する取組
(努力義務とする経過措置期間 令和 6 年 3 月 31 日まで)

＊別表 1（第 10 条関係）

1 認知症対応型共同生活介護の利用料

（1）介護保険の給付にかかる 1 割の自己負担分

介護度	1 日あたり	1 ヶ月あたり（30 日）
要支援 2	745 円	22,350 円
要介護 1	749 円	22,470 円
要介護 2	784 円	23,520 円
要介護 3	808 円	24,240 円
要介護 4	824 円	24,720 円
要介護 5	840 円	25,200 円

（2）その他の加算

※以下のものは該当する場合のみ加算する。

ア 夜間支援体制加算（Ⅱ） 25 単位/日 250 円/日

イ 若年性認知症利用者受入加算 120 単位 1, 200 円/日

利用者自己負担分 120 円/日

若年性認知症の利用者に対して、サービスを提供したときに加算される。

ウ 看取り介護加算

①死亡以前 4 日以上 30 日以下 144 単位/日 1,440 円/日

利用者自己負担分 144 円/日

医師が終末期であると判断した利用者について、医師、看護師、介護職員などが共同して、ご本人またはご家族などの同意を得ながら、看取りを行った場合に死亡日前 30 日を限度として、死亡月に加算される。

エ 初期加算 30 単位/日 300 円/日

利用者自己負担分 30 円/日

入所した日から 30 日以内について加算される。また 30 日を超える入院後に再入居した場合も同様とする。

オ 医療連携体制加算（Ⅰ） 39 単位/日 390 円/日

利用者自己負担分 39 円/日

（Ⅱ） 49 単位/日 490 円/日

利用者自己負担分 49 円/日

（Ⅲ） 59 単位/日 590 円/日

利用者自己負担分 59 円/日

カ 退居時相談援助加算 400 単位 1 回限り 4, 000 円

利用者自己負担分 400 円/日

退居にあたって、居宅サービスなどの相談援助を行い、市町村及び老人介護支援センターなどに文書で必要な情報を提供した場合に 1 回を限度として加算される。

キ 認知症専門ケア加算

(Ⅰ) 3 単位/日 30 円/日

利用者自己負担分 3 円/日

(Ⅱ) 4 単位/日 40 円/日

利用者自己負担分 4 円/日

認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対して加算される。

ク 生活機能向上連携加算 200 単位/月 2000 円/月

利用者自己負担分 200 円/月

ケ 口腔衛生管理体制加算 30 単位/月 300 円/月

利用者自己負担分 30 円/月

コ 栄養スクリーニング加算 5 単位/回 6 月に 1 回を限度

利用者自己負担分 5 円/回

サ サービス提供体制強化加算

(Ⅰ) イ 18 単位/日 180 円/日

利用者自己負担分 18 円/日

(Ⅰ) ロ 12 単位/日 120 円/日

利用者自己負担分 12 円/日

(Ⅱ) 6 単位/日 60 円/日

利用者自己負担分 6 円/日

(Ⅲ) 6 単位/日 60 円/日

利用者自己負担分 6 円/日

シ 介護職員処遇改善加算

(Ⅰ) 所定単位数に 11.1%を掛けた単位が加算される

ス 介護職員等特定処遇改善加算

(Ⅱ) 所定単位数に 2.3%を掛けた単位が加算される

＊別表 1-2（第 10 条関係）

2 その他の利用料金

項 目	料 金
室 料	63,000 円/月
食材料費	1,650 円/日
光熱水費	17,800 円/月
共通経費	450 円/日
おむつ代等	実費

改 訂 歴

平成 24 年 4 月 1 日	初施行
平成 25 年 4 月 1 日	第 5 条 職員の配置および職務内容（介護職員数変更）
平成 26 年 4 月 1 日	第 5 条 職員の配置および職務内容（介護職員数変更） 別表 1（第 10 条関係）利用料の変更 (1) 介護保険の給付にかかる 1 割の自己負担分（消費税 8%）
平成 27 年 4 月 1 日	第 5 条 職員の配置および職務内容（介護職員数変更） 別表 1（第 10 条関係）利用料の変更 (1) 介護保険の給付にかかる 1 割の自己負担分 (2) その他の加算 *介護報酬改正に伴い変更 *管理者：和泉美穂→岩井純子へ変更
平成 28 年 4 月 1 日	第 5 条 職員の配置および職務内容（介護職員数変更）
平成 29 年 4 月 1 日	第 5 条 職員の配置および職務内容（介護職員数変更） 別表 1（第 10 条関係）利用料の変更 (2) その他の加算 *介護職員処遇改善加算（8.3%→11.1%） *管理者：和泉美穂→福井このみへ変更
平成 30 年 4 月 1 日	第 5 条 職員の配置および職務内容（計画作成担当者） 別表 1（第 10 条関係）利用料の変更 (2) その他の加算 *医療連携体制加算 新設あり *生活機能向上連携加算 新設 *口腔衛生管理体制加算 新設 *栄養スクリーニング加算 新設
2019 年 4 月 1 日	第 5 条 職員の配置および職務内容（計画作成担当者） 第 10 条（利用料等）文章改訂
2019 年 10 月 1 日	第 5 条 介護職員の員数変更 別紙 食費及び共通経費の変更、特定処遇改善加算の追加
2020 年 4 月 1 日	第 5 条 介護職員の員数変更
2021 年 4 月 1 日	第 5 条 介護職員の員数変更
2022 年 4 月 1 日	第 5 条 介護職員の員数変更 第 22 条（その他運営についての留意事項）を第 25 条へ移動 第 22 条～第 24 条文面挿入
2022 年 4 月 1 日	別紙 その他の利用料金の変更